

エゾシカ等の狩猟で入林される皆様へ

1 狩猟区域の山の状況

国有林内では、造材・造林・調査作業等のため、多くの人達が仕事をしています。このため、別紙「銃猟入林禁止区域図」(以下「図面」という。)で、当署管内の直営事業及び民間請負事業等の入林禁止区域を示すとともに、現地には「作業地につき狩猟入林禁止」の標識等を立てていますので、このような場所には立入らないで下さい。

林道周辺で作業する場合は、林道の入口または林道沿い等に「作業地につき狩猟入林禁止」の標識等をたてていますので、見落としのないように注意して下さい。(伐採している場合もあり、通行止めの措置があるので注意して下さい。)

また、図面に示していない箇所でも、臨時に林内で作業をしている箇所がありますので、標識等には十分注意し、狩猟・発砲はしないで下さい。

なお、「作業地につき発砲禁止」等の標識がある箇所については、標識が表示されている方向への発砲は絶対に行わないで下さい。

休憩施設や砂利取場がある場合は、周辺での狩猟発砲は禁止します。(作業地等の標識を設置しています。)また、作業地に間違って入った場合は、職員の指示に従って下さい。

次のことに十分注意をお願いします。

(1) 土曜・日曜、3連休、年末・年始(平成 28 年 12 月 29 日～平成 29 年 1 月 3 日)は、直営事業箇所の一部を除き開放します。(植生保護等の管理上一部、施錠箇所もあります。)

ただし、民間業者は土曜・日曜等作業を行っていることもありますので注意して下さい。

(2) 国有林と接している民有林等(牧場を含む)での狩猟は、標識等はありませんが、国有地との境界の調査作業をしている場合があるので注意して下さい。

また、民有地であっても、奥地に国有林がある場合、道路入口などにゲートや標識等を設置することがあります。

(3) 狩猟対象動物(熊)が、入林禁止区域内に入った場合等は、直ちに狩猟を中止し、当該森林事務所または森林管理署へ連絡をお願いします。また、一般の入林者もいますので、熊を目撃した場合なども、最寄りの森林事務所または森林管理署へ情報提供をお願いします。

(4) 入林禁止区域の作業地への峰越しは、緊急連絡の時以外は禁止します。

(5) 林内には紅葉狩りやキノコ採りなど、地域の住民が林内に入ることもありますので、注意して下さい。

2 図 面

図面は平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の期間で、予定される作業地に係る狩猟入林禁止区域を記載しています。

ただし、清里町は 10 月 22 日から 3 月 31 日まで、津別町は 10 月 22 日から 2 月 28 日までとなります。なお、斜里町の一部は中断期間が設定されており、10 月 1 日から 1 月 4 日、1 月 18 日から 2 月 1 日、2 月 15 日から 28 日となっています。

(詳細は北海道狩猟規制図等を参照して下さい。)

また、鳥獣保護区や津別スキー場の植生復元作業箇所(2034 ～ 2038 林班)や希少種の保護林等の狩猟禁止区域もありますので、十分注意して下さい。

なお、図面上で入林禁止区域となっていても、現地で入林禁止のゲート・標識等がない場合は、作業中断期間または終了しているので、入林・狩猟ができます。

3 入林承認証の提示

森林官等が入林承認証の提示を求めたときは、こころよく応じ、指示に従って下さい。
また、車輌用の「入林承認証」(コピー)は車輌前面に掲示して下さい。
なお、不審な駐車車輌については『警告』(カード)することがあります。

4 鳥獣保護区

鳥獣保護区及び休猟区での鳥獣の捕獲はできません。

5 林道の交通安全

林道は道幅がせまくカーブも多いので、スピードをひかえ(30 km以下)安全運転をお願いします。

林内の駐車は林道の待避場等に駐車し、他の交通の支障、特に除雪作業の支障とならないよう留意して下さい。また、丸太運搬の大型トラックも通行しているので注意して下さい。

路面がぬかるんでいる林道などを無理して走行する等、道を痛めるような走行はしないようにして下さい。

林内への車輌の乗り入れは絶対しないようにして下さい。

スノーモービル等の乗入れは、原則禁止します。

6 その他

(1) 狩猟道徳に従い、樹木・休憩所・標識類の施設を損傷したり、無断使用しないで下さい。

また、林内での寝泊まりは禁止します。

なお、空缶等ゴミを林内に捨てないでお持ち帰り下さい。(20 年度はゲート破損の器物損壊等が発生しており、21 年度以降は残滓放置の不法投棄違反が多発しています。)

(2) グループ代表による入林承認申請は、代表者は各メンバーへ「エゾシカ等の狩猟で入林される皆様へ」等の指導事項を必ず周知徹底して下さい。

(3) 前述の留意事項に反する行為等があった場合は、入林承認を取消す場合もありますので、決められたとおりに安全な狩猟を行って下さい。なお、グループ内のマナー違反となった場合はグループ全体の取消しとなりますので、「エゾシカ等の狩猟で入林される皆様へ」の徹底を行って下さい。(19 年度は熊を手負いとしながら当署へ連絡を行わず、その場を立ち去るというマナー違反が発生しており、違反が後を絶たないための措置としています。)

(4) 入林届はハンター以外の入林者全て(セコ(勢子)、案内人等)が必要ですので、守るよう徹底して下さい。

(5) 獲物は必ず持ち帰ることとし、残滓の林内放置は絶対しないで下さい。(残滓の放置は法律違反となります。)

7 お問合せは

網走南部森林管理署 【Tel】 0152-62-2211 【IP】 050-3160-5775

【Fax】 0152-62-2213

森林事務所	電話番号	森林事務所	電話番号
網走森林事務所	0152-61-0454	清里・川本・青葉森林事務所	0152-25-3164
東藻琴森林事務所	0152-66-2407	峰浜・斜里森林事務所	0152-23-2417
小清水・砥草原森林事務所	0152-62-2840	津別・相生森林事務所	0152-76-3208 0152-76-3209